

「PTAのしおり」改定内容について、以下の通りに補足説明いたします。

1. 「PTA活動の内容説明」について

No.	頁	変更箇所	変更理由
1	1	【できる人が、できるときに、できることを】	駒西小PTAが目指す方向性を忘れないよう冒頭にモットーを追記。
2	1	1. はじめに 本校は・・・その内容の要点を次にまとめますので、 ご一読 ください。	「PTAのしおり」についてまとめた資料であり、「ご一読」という文言は不適切と考えたため削除。
3	1	2. 総会 総会は本PTAの最高議決機関です。 全会員をもって審議し決定していきます。 挙がった議案に対し、全会員で審議し議決します。	何をどうする、という具体的なことの記載に変更。
4	1	2. 総会 総会が成立するには、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席が必要です。 総会は全会員の5分の1以上の議決権行使書をもって成立し、議決はその過半数でこれを決めます。但し、WEB開催の場合はこの限りではありません。	令和3年度臨時総会の議決による開催方法の変更。
5	1	2. 総会 (4) 会則の改正	総会で扱える審議内容に「会則の改正」が書かれていなかったため追記。
6	1	2. 総会 (5) その他必要な事項の審議及び議決	その他の諸問題について柔軟に対応できるように「その他必要な事項の審議及び議決」を追記。
7	1	事前に定期総会資料を配布 提示 いたしますので、 ご一読 いただき内容をご確認の上、積極的なご意見をお願いいたします。	WEB開催においては総会資料を配布しないため「提示」に変更。また内容をしっかり確認いただきたいため「ご一読」という表現を変更。
8	1	3. 運営委員会 ・・・	運営委員会の廃止にともない削除。

9	1	<p>4-3. 本部役員の役割と活動</p> <p>(5) 次年度本部役員及び会計監査の選出活動を行います。</p>	<p>本部役員推薦委員会の廃止にともない、本部役員の活動内容に次年度本部役員及び会計監査の選出活動を追記。</p>
10	2	<p>5-4. 常置委員会校外委員会の役割と活動</p> <p>駒西小学校PTAでは、児童の幸福な成長と会員同士の親睦を図るために、次の常置委員会を設けて諸活動を行います。校外委員は学校外での児童に関わる活動を扱う委員会です。</p> <p>(1) 広報委員会</p> <p>(ア) PTAの活動、学校の活動の様子を伝え、会員同士の意見交流を行うために広報紙【駒】を定期的に発行します。</p> <p>(イ) 広報誌【駒】編集に沿った写真の手配を行います。</p> <p>(ウ) 他校とPTA広報紙を交換しあい、研修会へ参加するなどして内容の向上に努めます。</p> <p>(エ) PTA行事の協力を行います。</p> <p>(2) 成人厚生委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 給食試食会等を行います。 バルマークの仕分け・集計・発送をし、教育活動への資金協力を行います。 PTA行事への協力を行います。 <p>(3) 校外委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全会員の協力により、定期的に登校指導を行います。 (2) 児童の通学路の安全に努め、地域の危険な場所の発見に対応します。 (3) 会員や地域の交通安全の意識向上のための活動を行います。 (4) 災害時(地震・台風・水害・大雪等)に学校との連絡を密にし、通学路の安全に努めます。 (5) 子ども110番の家の協力家庭へ訪問します。 (6) 通学班名簿を作成します。 (7) PTA行事への協力を行います。 	<p>広報委員会、成人厚生委員会の廃止により、校外委員会の役割と活動のみの記載に変更。</p>
11	2	<p>5. 学校支援ボランティア</p> <p>駒西小学校PTAでは、児童の幸福な成長と会員同士の親睦を図るために、次のボランティアを設けて諸活動を行います。また、年度途中の募集で応募があった場合には、年度途中からの</p>	<p>校外委員以外の委員を廃止し、ボランティアにより活動を行うため「学校支援ボランティア」の</p>

		<p>活動も可能とします。応募がない場合にはその活動の開催を見送ります。</p> <p>(1) 広報誌ボランティア P T Aの活動、学校の活動の様子を伝えるための広報誌【駒】を発行します。 そのための原稿作成・写真の手配・製作・発行作業を行います。</p> <p>(2) ベルマークボランティア ベルマークの仕分け・集計・発送に協力します。</p> <p>(3) 読み聞かせボランティア 児童の読書活動の一助として、年に数回協力をします。</p> <p>(4) 卒業関連対応ボランティア 6年生への卒業ファイルの色決め・記念品の選定等を行います。</p> <p>(5) ふじみ野市交通安全母の会ボランティア ふじみ野市交通安全母の会主催の活動に協力します。</p> <p>(6) その他ボランティア 運動会、家庭教育学級等開催やP T A行事へ協力、及び、地域との連携も図ります。</p>	<p>項目を追記、主なボランティアの種類と活動内容を記載。</p>
12	2	<p>6. 本部役員推薦委員会 ...</p>	<p>本部役員推薦委員会の廃止にともない削除。</p>
13	3	<p>6. 会計監査の役割と活動 会計監査は予算が適切に使われたかを調査、確認し会員に報告します。</p> <p>(1) 決算の監査を行い定期総会へ報告します。 (2) 会計監査は原則として前期と後期に分けて年度末に実施します。(随時会計監査は可能) (3) 通帳原本と関係書類の照合を必要時期に実施します。</p>	<p>会計監査を年度末 1 回の実施に変更。 通帳原本と関係処理の照合作業を追記。</p>
14	3	<p>8. 学級委員会 ...</p>	<p>学級委員会の廃止にともない削除。</p>
15	3	<p>9. 学級P T A ...</p>	<p>学級委員会の廃止にともない削除。 会員は「できる人が、できるときに、できることを」のモットーにより、各自の都合に合わせて活動参加するものとする。</p>

16	3	<p>7. P T A会費</p> <p>(1) P T A会費の金額</p> <p>会費は定期総会で決めます。P T A会費は一世帯単位（複数児童が在籍している場合も一世帯）、年額2,5002,000円とします。但し、(社)（埼玉県P T A安全互助会費100円を含む）みまず。会費は原則として年額を一括納入します。但し、金額は定期総会で変更、見直すことができます。</p>	P T A会費改定による変更。その他補足事項を追記。
17	3	<p>7. P T A会費</p> <p>2) 会費の集金の方法</p> <p>(ア) 「P T A会費集金のお知らせ」及び集金袋を各家庭に配布します。</p> <p>(イ) 会費を集金袋にて児童を通して各担任まで提出します。</p> <p>(ロ) 学級委員が集計し、会計(本部役員)へ提出します。</p> <p>集金袋を各家庭に配布しますので、児童を通じて担任に提出してください。</p> <p>※詳しいこと詳細は「P T A会計規程」をご覧ください。</p>	集金方法の説明を簡潔な内容に変更。
18	3	<p>7. P T A会費</p> <p>(3) 会計資料の保管と閲覧</p> <p>(ア) 会計資料作成後、10年間保存します。</p> <p>(イ) 会員は誰でも、会計資料の閲覧の請求ができます。</p> <p>(ロ) 前項の請求を受けた時、P T A本部は閲覧の時期・方法を指定します。</p>	会計資料の保管および閲覧に関するルールの補足を追記。
19	3	<p>8. P T A役員（本部役員、会計監査および各委員会の委員）の選出方法</p> <p>P T A役員は本部役員、会計監査及び校外委員正副委員長から構成され、選出方法はの選出方法は「P T A役員選考規程」に基づいて行われ、具体的には次の様になっています。</p> <p>1. 本部役員（9～1516名） P：保護者、T：教職員 ・会長（P：1名） ・副会長（P：2～67名 T：1名） ・書記（P：2～3名 T：1名） ・会計（P：2～3名）</p> <p>※本部役員については、本部役員推薦委員会が推薦し総会で承認を得ます。</p> <p>(2) 会計監査（2名） ※本部役員同様に、本部役員推薦委員会が推薦し総会で承認を得ます。</p> <p>(3) 運営委員（会計監査は除きます）</p>	各委員会の廃止にともない役員構成および承認方法についての記載を変更。

		<ul style="list-style-type: none"> ・本部役員（9～14名） ・常置委員会正副委員長（6名） ・学級委員（各学級×1名） ・本部役員推薦委員会正副委員長（2名） 	
20	4	<p>43) 常置委員 校外委員正副委員長（正：1名 副：1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員・成人厚生委員は各学級PTAから1名選出し、正副委員長・書記・会計を互選します。（各1名） ・校外委員は、各地区の子供会から1～2名を選出し、正副委員長・書記・会計を互選します。 <p style="text-align: center;">※正副委員長は校外委員の中から選出します。</p>	常置委員は校外委員のみとなったので、正副委員長の選出についてのみの記載に変更。
21	4	<p>(5) 本部役員推薦委員</p> <p style="text-align: center;">・・・</p>	本部役員推薦委員の廃止にともない削除。
22	4	<p>(6) 学級委員</p> <p style="text-align: center;">・・・</p>	学級委員の廃止にともない削除。
23	5	<p>12. PTA組織図</p> <p style="text-align: center;">9. PTA組織図</p>	組織改編にともない図を変更。

2. 「駒西小学校PTA会則」について

No.	頁	変更箇所	変更理由
1	6	<p>第2章 目的及び活動</p> <p>第2条 本会は会員保護者と教職員が協力して、駒西小学校児童の幸福な成長と会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p>	会員の説明は第4章で記載されるため、ここではまだ使えないことから「保護者と教職員」に変更。
2	6	<p>第3章 活動方針</p> <p>3. 本会は、学校の諸問題について意見具申等を行うことはあるが、人事及び管理運営に直接干渉しない。</p>	昨今の小学校で発生している事件、事故の情勢を踏まえて、学校で起きうる諸問題について学校側との協力のもとに協議し、PTAとして意見を出すこともあると考え記載内容を変更。
3	6	<p>第6章 本部役員</p> <p>副会長 3～7 8名（〃 2～6 7名、教職員1名）</p>	「できる人が、できるときに、できることを」のモットーから活動しやすいように業務分担することを考慮して最大数を変更。

4	6	<p>第6章 本部役員</p> <p>第16条 就任は4月1日からとする。但し、その年度の定期総会で承認されるため、就任前の本部会にて仮承認を得てその年度の定期総会までは仮就任とする。</p>	<p>役員任期がいつからであるかの記載が無かったので4月1日と明記。また、定期総会が年1回（4月）となったことから、役員承認されるまでの間に新役員候補者が業務に関われないため、本部会の仮承認によって活動できるよう追記。</p>
5	6	<p>第6章 本部役員</p> <p>17条 本部役員の仕事は次の通りとする。</p> <p>1. 会長は本会を代表し会務を総理する。また、総会・運営委員会・常置委員会及び臨時委員会を招集する。を開催する。</p>	<p>廃止される委員により開かれる会を削除。</p>
6	6	<p>第6章 本部役員</p> <p>5. 次年度本部役員及び会計監査の選出活動を行う。</p>	<p>本部役員推薦委員の廃止にともない、本部役員の仕事に次年度本部役員と会計監査の選出活動を追記。</p>
7	6	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第1718条 本会は会の活動を円滑にするために、次の会議を置くこととき運営する。</p> <p>1. 総会</p> <p>2. 運営委員会</p> <p>3. 常置委員会校外委員会</p> <p>4. 学級委員会</p> <p>5. 臨時委員会</p>	<p>廃止される委員により開かれる会を削除。校外委員会のみを記載。</p>
8	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第1819条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。</p> <p>1. 総会は決算・事業報告・本部役員及び会計監査の承認と、予算・事業計画・会則の改正・その他重要事項を審議する。</p>	<p>総会の審議対象として「会則の改正」を追記。</p>
9	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第19条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員・常置委員会正副委員長・本部役員推薦委員会正副委員長・学級委員をもって構成する。</p> <p>・運営委員会は、原則として総会の決定に基づき会の運営にあたる。</p>	<p>各種委員会の廃止により運営委員会の役割を本部役員が担うことから削除。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会は、各種活動の企画、会務の連絡、その他の事項等について審議決定する。 ・運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立する。 ・運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 	
10	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第20条 本会は第3条の活動及び事業を行うため、次の常置委員会 校外委員会及び学校支援ボランティアを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会 ・成人厚生委員会 ・校外委員会 ・臨時委員会 	各委員会の廃止による記載の変更、新たに設ける学校支援ボランティアを追記。
11	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第21条 広報委員会及び成人厚生委員会は、学級PTAから選出された委員と教職員をもって構成し、必要事項の企画を行い執行する。</p>	広報委員会及び成人厚生委員会の廃止にともない削除。
12	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第23条 学級委員会は、学級PTAから選出された委員と教職員をもって構成し、学級PTAとの連絡調整と必要事項の企画を行い執行する。</p>	学級委員の廃止にともない削除。
13	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第2422条 学級PTAは学級の全会員をもって構成し、各会員は次の任務ことを行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.学級と家庭との密接な連携を図り、児童の教育に関する意見の交換を行うに努める。 2.学級経営に対して協力・援助を行うに務める。 3.運営委員会との意思の疎通を図る。 3. 募集されたボランティア活動に可能な範囲で参加し、学校運営に対して協力・援助に努める。 	学級委員の廃止にともない学級PTAという組織単位を無くし、各会員が「できる人が、できるときに、できることを」のモットーにより、ボランティアとしてPTAに関わっていただきたい考えから記載を変更。
14	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>第25条 臨時委員会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき設置する。</p>	運営委員会の廃止にともない削除。
15	7	<p>第7章 会議と運営</p> <p>3. 顧問および相談役は必要に応じて運営委員会に出席することができる。但し、運営委員会の議決権は有さないものとする。</p>	運営委員会の廃止にともない削除。

16	7	<p>第 8 章 本部役員推薦委員会及び会計監査の選出活動</p> <p>第 2825 条 本会は本部役員及び会計監査を選出するために本部役員推薦委員会を設ける。の選出は本部役員が行う。</p> <p>第 29 条 本部役員推薦委員会は学級 P T A から選出された委員で構成し、選出に必要な一切の業務を行う。</p> <p>但し、本部役員・常置委員・学級委員及び第 6 学年の会員・会計監査・顧問・相談役は本部役員推薦委員にはれない。</p> <p>第 3026 条 本部役員推薦委員会は本部役員及び会計監査を総会に推薦し、承認を得る。</p> <p>第 3127 条 本部役員及び会計監査に欠員があったときは運営委員会で臨時総会で承認を経て補充することができる。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第 3228 条 本部役員推薦委員会に本活動は業務規程を別に定める。</p>	<p>本部役員推薦委員会の廃止ともない、記載内容の見直しと変更。</p> <p>また、運営委員会の廃止により、本部役員及び会計監査の欠員補充は臨時総会による承認に変更。</p>
17	7	<p>第 10 章 会則・規程・細則の改正及び廃止</p> <p>第 3430 条 この会則は総会の審議事項とすることができる。総会成立のための全会員の 5 分の 1 以上の議決権行使書のうち、その過半数の賛成をもって改正することができる。</p> <p>WEB 総会においては全会員の 3 分の 1 以上の異議がなければ改正することができる。</p> <p>その場合、改正案を改正案は総会の 1 週間前までに会員に提示しなければならない。</p> <p>第 3531 条 本会の運営に関して必要な規程・細則は、運営委員会本部会の議決を経て定める改正及び廃止することができる。必要に応じて臨時総会の議案とすることもできる。</p>	<p>令和 3 年度臨時総会の議決による開催方法の変更、及び、運営委員会廃止にともなう内容の見直しと変更。</p>

3. 「規程及び細則」について

3. 1 「駒西小学校 P T A 役員選考規程」

本部役員推薦委員、学級委員、広報委員、成人厚生委員、運営委員の廃止ともない、記載内容の見直しと変更を行いました。

「1 児童につき原則 1 回」役員に就くルールを廃止するため、特典としての「役員免除」という考え自体が無くなることから、新たな役員への「選出対象外」という表現に変え、本人が望めば再任も可能とする旨を追記しました。

尚、過去の P T A 役員経験者においては、「1 児童につき原則 1 回」のルールにより特典権利を得ていることを踏まえ、将来同じルールが復活した場合に備えて今後も P T A 役員経験者（本部役員・会計監査含む、R 1 年度までの P T A 各委員会の正副委員長経験者・すべての兄弟姉妹で P T A 役員経験者、R 2 年度以降の校外正副委員長）は一定期間記録を残します。

3. 2 「駒西小学校本部役員選出活動の業務規程」

本部役員推薦委員の廃止ともない、本部役員が選出活動を行う内容に変更しました。

3. 3 「駒西小学校PTA役員及び校外委員の細則」

本部役員推薦委員、学級委員、広報委員、成人厚生委員、運営委員の廃止、及び、「1児童につき原則1回」役員に就くルール廃止により、記載内容の見直しと変更を行いました。

第1条において、こすもす学級に在籍する児童の保護者においてはご家庭の負担等を考慮し、PTA役員選出の対象外とすることを追記しました。

第2条の「諸活動の係」はボランティア制に移行するため削除しました。

第4条として新たに、校外委員および校外委員正副委員長の位置づけ、及び、選出方法についての記載を追記しました。

3. 4 「駒西小学校PTA慶弔規程」

個人情報保護法の施行および改正にともない、個人情報の取扱いが非常に厳しくなりPTA本部役員の負担も重なることから、慶弔規程そのものを廃止します。

3. 5 「駒西小学校PTA旅費規程」

運営委員会の廃止にともない、PTA本部会により承認する方法へ変更します。

3. 6 「駒西小学校PTA会計規程」

PTA会費について、トライアル期間を経てPTA活動全体の効率化、委員会廃止による諸活動の縮小などから、会費を下げても問題無いことがわかりましたので、トライアル期間中に設定した金額にすることとしました。

第4条において、年度途中の転入者・転出者における納入・返金はなしとしました。会員数による見込み額から年度の予算組みをしており、転入・転出に応じて予算を増減する性質のものではないということと、銀行等のサービス体系が変わり小銭の入出金に手数料が発生することも一因となっていますことをご理解願います。

第5条において、学級委員は廃止したため記載を削除しました。

会費の使い道の記載が無かったため、新たに第5条として明記しました。

3. 7 「駒西小学校PTA 個人情報取扱規則」

個人情報保護法の改正により、駒西小学校PTAも個人情報取扱い事業者に該当することとなったため、個人情報取扱規則を新たに設けることとしました。

以上

/